

第1 法制定の背景と改正の経緯

- 1 法制定の背景
- 2 平成25年改正
- 3 平成28年改正
- 4 令和3年改正

第2 逐条解説

- 1 目的（法第1条）
- 2 定義（法第2条）
 - 2-1 「つきまとい等」の定義（法第2条第1項）
 - 2-2 「位置情報無承諾取得等」の定義（法第2条第3項柱書）
 - 2-3 「ストーカー行為」の定義（法第2条第4項）
- 3 つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止（法第3条）
- 4 警告（法第4条）
 - 4-1 警告の主体、方法等（法第4条第1項、第2項、第5項）
 - 4-2 警告の申出者への通知（法第4条第3項、第4項）
- 5 禁止命令等（法第5条）
 - 5-1 緊急時以外の禁止命令等（法第5条第1項、第2項、第5項）
 - 5-2 緊急時の禁止命令等（法第5条第3項、第4項）
 - 5-3 禁止命令等に係る通知（法第5条第6項、第7項）
 - 5-4 禁止命令等の有効期間・延長制度（法第5条第8項～第10項）
 - 5-5 禁止命令等、延長処分の方法（法第5条第11項～第15項）

- 6 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止（法第6条）
- 7 警察本部長等の援助等（法第7条）
- 8 職務関係者による配慮等（法第8条）
- 9 国、地方公共団体、関係事業者等の支援（法第9条）
- 10 調査研究の推進（法第10条）
- 11 ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置（法第11条）
- 12 支援等を図るための措置（法第12条）
- 13 報告徴収等（法第13条）
- 14 禁止命令等を行う公安委員会等（法第14条）
- 15 方面公安委員会等への委任（法第15条、第16条）
- 16 公安委員会の事務の委任（法第17条）
- 17 罰則（法第18条～第20条）
- 18 適用上の注意（法第21条）

第3 参考資料

- 1 法、施行令、施行規則対照表
- 2 施行規則別記様式
- 3 聴聞等規則
- 4 読替後の行政手続法
 - 4-1 施行令第4条の規定による読替え後の行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）
 - 4-2 施行令第4条の規定による読替え後の行政手続法第22条第3項の規定による読替え後の同法第15条第3項
- 5 意見聴取規則
 - 5-1 本文
 - 5-2 意見聴取規則別記様式

用語索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

*ストーカー規制法ハンドブック ～逐条解説から実務参考資料まで～

ご所属名	庁・道・府・県
署・隊・課	

申込

部

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込みます。

ご担当者名

(TEL :

備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長
利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施とご案内・お問合せへの回答に利用します。**第三者提供** 本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。開示請求・問合せ窓口：本人からのお申出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口（info@tachibananashobo.co.jp）までご連絡ください。**提供の任意性** 個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibananashobo.co.jp>